



# 鳥取県公報

平成14年6月11日(火)  
第7390号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (335) (県民活動推進課) .....	1
	保安林の指定の解除予定 (336) (森林保全課) .....	2
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) .....	2
調達公告	随意契約の相手方の決定 (市町村振興課) .....	3
	随意契約の相手方の決定 (2件) (電子県庁推進課) .....	3
	落札者の決定 (出納課) .....	4
正 誤	平成14年6月4日付鳥取県公報第7388号中訂正.....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第335号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年7月31日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成14年5月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こども未来ネットワーク

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

渡部 万里子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市駄経寺町212 - 5

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、子どもたちの体験活動や社会参画の機会の拡充を図るとともに、それを支える基盤作りをすすめていき、子ども自身や地域の関係団体の活動の支援、子どもに関する文化事業及び広報啓発活動をおこない、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第336号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡北条町松神字灘際1281の2
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成14年6月11日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

- 1 講習の種別及び受講対象者  
初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は、空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（法第5条の2第3項第2号に規定する者を除く。）を対象とする。

- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成14年7月2日 午前10時から 午後4時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 1階第2会議室	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間  
5時間

- (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

- 4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

6,800円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 住民基本台帳ネットワークシステム整備事業に係る設備の整備及び保守管理委託 一式     |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 契約日              | 平成14年4月1日                                   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 財団法人鳥取県情報センター<br>鳥取市東町一丁目220                |
| 5 契約金額             | 45,112,830円（消費税及び地方消費税の額を含む。）               |
| 6 随意契約による理由        | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部市町村振興課<br>鳥取市東町一丁目220                 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- |                  |                              |
|------------------|------------------------------|
| 1 調達件名及び数量       | 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式        |
| 2 契約方式           | 随意契約                         |
| 3 契約日            | 平成14年4月1日                    |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター<br>鳥取市東町一丁目220 |

- 5 契 約 金 額 196,700,489円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契 約 事 務 担 当 部 局 の 名 称 鳥 取 県 総 務 部 電 子 県 庁 推 進 課  
及 び 所 在 地 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 庁内LANシステムの管理運営等業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成14年4月1日
- 4 契 約 の 相 手 方 の 名 称 及 び 所 在 地 財 団 法 人 鳥 取 県 情 報 セ ン タ ー  
鳥 取 市 東 町 一 丁 目 220
- 5 契 約 金 額 194,910,041円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契 約 事 務 担 当 部 局 の 名 称 鳥 取 県 総 務 部 電 子 県 庁 推 進 課  
及 び 所 在 地 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年6月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 物 品 の 名 称 及 び 数 量 ガラス器具等洗浄用全自動洗浄機 5式  
超純水製造装置 1式  
ガスクロマトグラフ質量分析計 1式  
揮発性成分濃縮加熱導入装置 1式  
大気サンプリングポンプ 5式  
マイクロウェーブ試料分解・高速溶媒抽出装置 1式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年4月10日
- 4 落 札 者 の 名 称 及 び 所 在 地 小 西 医 療 器 株 式 有 限 公 司 鳥 取 営 業 所  
鳥 取 市 千 代 水 四 丁 目 53
- 5 落 札 金 額 53,817,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成14年3月1日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契 約 事 務 担 当 部 局 の 名 称 鳥 取 県 出 納 局 出 納 課  
及 び 所 在 地 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 220

---

 正 誤
 

---

平成14年6月4日付鳥取県公報第7388号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 17～29

誤

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成14年7月2日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糀町一丁目151 鳥取県米子警察署 3階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂 の各警察署の管内に居住する者
	平成14年7月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署 3階講堂	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者

正

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成14年7月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署 3階講堂	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者

